

## 船舶事故調査報告書

平成23年7月21日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 石川 敏 行  
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成22年9月6日 08時00分ごろ
発生場所	三重県鈴鹿市白子港南防波堤灯台から東方500m付近 （概位 北緯34°49.7′ 東経136°36.2′）
事故調査の経過	平成22年9月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>けんしょう</sup> 健勝丸、7.9トン ME2-5210（漁船登録番号）、個人所有 14.07m（Lr）×3.10m×1.29m、軽合金 ディーゼル機関、301kW（漁船法馬力数）、昭和62年7月31日
乗組員等に関する情報	船長 男性 66歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年9月16日 免許証交付日 平成18年9月19日 （平成24年6月25日まで有効）
死傷者等	負傷 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長1人が乗り組み、白子港沖において、機船二そうびき網漁の操業中、投錨した僚船の左舷船尾部に本船の右舷前部を横着けし、僚船船長が本船に移乗し、2人で、たも網を使って漁網の中の魚を本船の前部魚倉に入れる作業を開始した。</p> <p>船長は、漁網に廃棄物と思われる長さ約5m、直径約50cmの円筒形のプラスチック製の浮遊物（以下「浮遊物」という。）が入っていたので、浮遊物を取り除くため作業を中断し、ロープに連結された四爪錨を浮遊物の内側に引っ掛け、錨の爪と浮遊物の状況を見ながら、巻き上げ装置でロープを巻いて浮遊物を引き寄せていた。</p> <p>平成22年9月6日08時00分ごろ、2隻の漁船が本船の左舷側を接近して通過し、両船の航走波により本船が動揺して引き寄せていた四爪錨の爪が、浮遊物から外れ、張っていたロープの力で跳ね返って船長の左眼下部に刺さった。</p> <p>船長は、他の僚船で白子港に運ばれ、救急車で病院に搬送されたが、左眼球破裂と外傷性くも膜下出血と診断された。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好

	海象：平穩	
その他の事項	<p>船長は、通常、小型の浮遊物などが漁網に入ったときは、手鉤<sup>かぎ</sup>を用いて取り除いており、四爪錨を用いたのは初めてであった。</p> <p>浮遊物の内側は、平らで、凹凸はなかった。</p> <p>四爪錨の長さは約25cm、爪間の幅は約10cmで、爪の先端は鋭利であった。</p> <p>浮遊物は、事故発生後、海に投棄された。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、白子港沖において操業中、船長が、漁獲物に混入した浮遊物に四爪錨を掛け、同錨のロープを巻き上げ装置で引き寄せる作業をしていたところ、付近を航行した漁船の航走波により本船が動揺し、四爪錨が、浮遊物から外れ、巻いていたロープにより跳ね返り、船長の左眼下部に刺さったものと考えられる。</p> <p>船長は、張っていたロープの延長線上に立っていたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、白子港沖において、漁獲物に混入した浮遊物に四爪錨を掛け、同錨のロープを巻き上げ装置で引き寄せて取り除く作業中、付近を航行した漁船の航走波により本船が動揺し、四爪錨が浮遊物から外れたため、四爪錨が跳ね返り、同ロープの延長線上で同作業を行っていた船長の左眼下部に刺さったことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 四爪錨を使用して引き寄せる作業に当たっては、張っているロープの延長線上から離れた位置で作業を行う。</li> <li>・ 浮遊物の処理には、長い竿に付けたフックなどを用いる。</li> </ul>	